

۲۵۱

改正案

現 行

改 正 案

1	1 感染対策指導管理(1日につき) 注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第31号)第142条第1項)に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設及び同令附則第5条第3項により読み替えられた同令第141条に規定する基準適合診療所であるものを除く。以下同じ。)又は指定介護療養型医療施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第18条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)又は指定介護予防短期入所療養介護事業所(指定短期入所療養介護(介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第〇号。以下「介護予防サービス基準」という。)第〇条に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設及び同令附則第〇条により読み替えられた同令第〇条に規定する基準適合診療所であるものを除く。以下同じ。)において、常時感染防止対策を行う場合に、指定短期入所療養介護(同令第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)指定介護療養施設サービス(同法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)又は介護予防指定短期入所療養介護(介護予防サービス基準第〇条に規定する介護予防指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を受けている利用者又は入院患者について、所定単位数を算定する。	5単位
2	2 損傷対策指導管理(1日につき) 注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、常時損傷対策を行う場合に、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを受けている利用者又は入院患者(日常生活の自立度が低い者に限る。)について、所定単位数を算定する。	5単位
3	3 初期入院診療管理 注 指定介護療養型医療施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、入院患者に対して、その入院に際して医師が必要な診察、検査等を行い、診療方針を定めて文書で説明を行った場合に、入院中1回(診療方針に重要な変更があった場合にあっては、2回)を限度として所定単位数を算定する。	250単位
4	4 重度療養看護(1日につき) 注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを受けている利用者又は入院患者(要介護4又は要介護5に該当する者に限る。)であつて別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に、所定単位数を算定する。	120単位
5	5 特定施設管理(1日につき) 注 1) 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者又は入院患者に対し、指定短期入所療養介護(介護保険法施行令(平成10年政令第121号)第4条第2項に規定する病床)により構成される病床をいう。以下同じ。)において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患の病床を除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患の病床において行われるものを除く。)を行った場合に、所定単位数を算定する。 2) 個室又は2人部屋において、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者又は入院患者に対して、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患の病床において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患の病床において行われるものを除く。)を行った場合に、所定単位数を算定する。	250単位
6	6 重症皮膚潰瘍管型指導(1日につき) 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患の病床において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患の病床において行われるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患の病床において行われるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患の病床において行われるものを除く。)を行った場合は、所定単位数を算定する。	18単位
7	7 重症皮膚潰瘍管型指導(1日につき) 注 别に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患の病床において行われるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患の病床において行われるものを除く。)を行った場合は、所定単位数を算定する。	18単位

- 1 -

けている利用者又は入院患者であつて重症皮膚潰瘍を有しているものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、所定単位数を算定する。

7 小兒營養食事指導

注 指定看護人所兼備介護事業所又は指定介護施設型医療施設において、指定看護入所療養介護老人性認知症疾患療養病棟において行わるものを除く。)又は指定介護施設サービス老人性認知症疾患療養において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者であつて別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、医師の指示に基づき、管理栄養士が具体的な献立に従

九三

注1 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおいて、**指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除外。）又は指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるもの除外。）**を受けている利用者又は入院患者に対して、投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合に、週1回に限り、月に4回を限度として所定単位数を算定する。

३८५

疼痛緩和のために別に事務官労働大臣が、定める特別の薬剤の使用に関する規則を制定する旨が、附則第2条に規定されています。

単位を川算する

イ 口 医学情報提供(1)	220単位
医療情報提供(1)	290単位
イについては、診療所である指定短期入所療養介護事業所詳しく	
は指定中期療養型医療施設が、指定短期入所療養介護で医師認可	
在住医療施設へ行って行なうべきなうえで、該施設を	

施設サービス（老人性認知症患者のための施設）を除く。）を受けている利用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、別の診療所での診療の必要を認め、別な診療所に対して、当該利用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合又は病院である指定短期入院事業所若しくは指定介護養老型医療施設が、指定短期入院事業所若しくは指定介護養老型医療施設において行われるもの（以下「老人性認知症患者のための施設」）のを除く。）又は指定介護養老型医療施設サービス（老人性認知症患者のための施設）において行われるものを除く。）を受けている利用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、別の病院での診療の必要を認め、別の病院に対して、当該利用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合に、所定単位数を算定する。

口については、診療所である指定短期入所療養介護事業所若しくは指定介護療養型医療施設が、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患等病棟において行われるもの)を除く。)若しくは指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患等病棟において行われるもの)を除く。)を受けている利用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、該診療所に基づき、医院での診療の必要を認め、該診療所にて該利用者若しくは入院患者の同監督を得て、当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合又は病院である指定短期入所療養介護事業所若しくは指定介護療養型医療施設が、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患等病棟において行われるもの)を除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患等病棟において行われるもの)を除く。)を受けている利用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、該診療所に基づき、該診療所での診療の必要を認め、該診療所にて該利用者若しくは入院患者の同監督を得て、当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合又は病院である指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患等病棟において行われるもの)を除く。)

棟において行われるものとを除く。) 又は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものとを除く。)、を受けている利用者又は入院患者であつて重症皮膚潰瘍を有しているものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、所定単位数を算定する。

卷之三

を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合に、所定単位数を算定する。

10

理学療法(1)	250単位
理学療法(1)	180単位
理学療法(1)	100単位
理学療法(1)	50単位

1 住 いからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適

八	理学療法注 理学療法注	100単位
九	理学療法注 理学療法注	50単位

2 理療統計については、利用者又は入院患者1人につき1日3回(作業療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回)に限り算定するものとし、1ヶ月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 病棟等におけるADLの自立等を目的とした理学療法(1)、理学療法(2)

又は理学療法(Ⅲ)を算定するべき理学療法を行った場合は、1回につき30単位を算定する。
理学療法(Ⅰ)又は理学療法(Ⅱ)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合していないものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、医師、看護師、理学療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき理学療法(Ⅰ)、理学療法(Ⅱ)又は理学療法(Ⅲ)を算定すべき理学療法を行った場合に入院初月(指定短期入所療養介護に係る場合には、発症の月)、当該月から起算して3月ごとの各月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、作業療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

5 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、理学療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護療養型医療施設サービスを行つる職種において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るために日常動作の訓練及び指導を2月10回以上行った場合は、1回に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、作業療法の注5の規定により加算する場合ではこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行つた日については、所定単位数は算定しない。

11 作業療法(1回)
11 作業療法(1回)
11 作業療法(1回)

250单位
180单位

1 別に「医学的活動」が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サービス

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護保養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護(老人認知症患者療養病棟において行われるもの)

11 作業療法(1回)
11 作業療法(1回)
11 作業療法(1回)

10 作業別

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護保養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護(老人認知症患者療養病棟において行われるもの)

(老人性認知症疾患癡呆病棟において行わるもの)。又は指定介護予防専門施設等外観(老人性認知症疾患癡呆病棟において行わるもの)を除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、理療法を個別に行つた場合に算定する。

理療法について、利用者は入院患者1人につき1日3回(作業療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回)に限り算定するものとし、そ

の利用を開始又は入院した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の10に相当する単位数を算定する。

10 作業療法 (1回につき)
180単位

1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、理学療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき理学療法(1)又は理学療法(1)を算定すべき理学療法を行った場合に、利用者が理学療法を必要とする状態の原因となつた疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設を退院若しくは退所した(1)又は法第27条第1項に基づく要介護認定若しくは法第32条第1項に基づく要介護認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月につき1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、作業療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

2 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、理学療法を行う病棟において、常勤の専門的動作能力又は介護予防短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所における動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るために日常使用の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、作業療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

3 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の理学療法士を2名以上配置し、理学療法(1)を算定すべき理学療法を行った場合に、1回につき30単位を所定単位数に加算する。

(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものと除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、作業療法を個別に行つた場合に、当該基準に掲げる区分に従つて、それぞれ所定単位数を算定する。

2 作業療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回(理学療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回)に限り算定するものとし、1月に合計11回以上行つた場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 病棟等においてADLの自立等を目的とした作業療法(II)又は作業療法(III)を算定すべき作業療法を行つた場合は、1回につき30単位を所定単位数に加算する。
4 作業療法(II)又は作業療法(III)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法(II)又は作業療法(III)を算定すべき作業療法を行つた場合に、入院初月(II)又は作業療法(III)を算定すべき作業療法を行つた場合に、入院初月から起算して3月ごとに算定する場合には、発症の月)、当該月から起算して3月ごとに各月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に加算する。ただし、理学療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

5 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、作業療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護療養型医療施設において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法を算定すべき作業療法を行つた場合に、利用者が作業療法を必要とする状態の原因となつた疾患等の治療のために入院若しくは退所した日又は准第27条第1項に基づく要介護認定若しくは法第32条第1項に基づく要介護認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、理学療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

6 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設は指定介護予防短期入所療養介護事業所又は指定短期入所療養介護事業所において、作業療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法を算定すべき作業療法を行つた場合に、1月に1回を限度として所定単位数を算定する。ただし、理学療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行つた日については、所定単位数は算定しない。

12 1 言語聴覚療法(1回につき) 1 言語聴覚療法(II) 1 言語聴覚療法(III)

250単位
180単位

11 1 言語聴覚療法(1回につき) 1 言語聴覚療法

180単位

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものと除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものと除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、言語聴覚療法を個別に行つた場合に、当該基準に掲げる区分に従つて、それぞれ所定単位数を算定する。

2 言語聴覚療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回(理学療法及び作業療法と合わせて1日4回)に限り算定するものとし、1月に合計11回以上行つた場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 言語聴覚療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回(理学療法及び作業療法と合わせて1日4回)に限り算定するものとし、1月に合計11回以上行つた場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

13 摂食機能療法(1日につき)

185単位

12 摂食機能療法(1日につき)

185単位

注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものと除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものと除く。)を受けている利用者又は入院患者であつて摂食機能障害を有するものに対する摂食機能療法を30分以上行つた場合に、1月に1回を限度として所定単位数を算定する。

1 作業療法に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法を行つた場合に、利用者が作業療法を必要とする状態の原因となつた疾患等の治療のために入院若しくは退所した日又は准第27条第1項に基づく要介護認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に加算する。

2 作業療法について、利用者又は入院患者1人につき1日3回(理学療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回)に限り算定するものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行つた場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 病棟等においてADLの自立等を目的とした作業療法(II)又は作業療法(III)を算定すべき作業療法を行つた場合は、1回につき30単位を所定単位数に加算する。

4 作業療法(II)又は作業療法(III)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法を行つた場合に、利用者が作業療法を必要とする状態の原因となつた疾患等の治療のために入院若しくは退所した日又は准第27条第1項に基づく要介護認定若しくは法第32条第1項に基づく要介護認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、理学療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法を行つた場合に、利用者が作業療法を必要とする状態の原因となつた疾患等の治療のために入院若しくは退所した日又は准第27条第1項に基づく要介護認定若しくは法第32条第1項に基づく要介護認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、理学療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

法を30分以上行った場合に、1月に4回を限度として所定単位数を算定する。

13 リハビリテーションマネジメント(1日につき) 25単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患者において行われるものと除く。)を受けている入院患者に対して、理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合に、所定単位数を算定する。

14 短期集中リハビリテーション(1日につき) 60単位

注 指定介護療養型医療施設において、指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患者において行われるものと除く。)を受けている入院患者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入院した日から起算して3月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、この場合において、リハビリテーションマネジメントを算定していない場合は算定しない。

15 精神科作業療法(1日につき)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを受けている利用者又は入院患者に対して、精神科作業療法を行った場合に、所定単位数を算定する。

16 認知症老人入院精神療法(1週間につき) 330単位

注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを受けている利用者又は入院患者に対して、認知症老人入院精神療法を行った場合に、所定単位数を算定する。